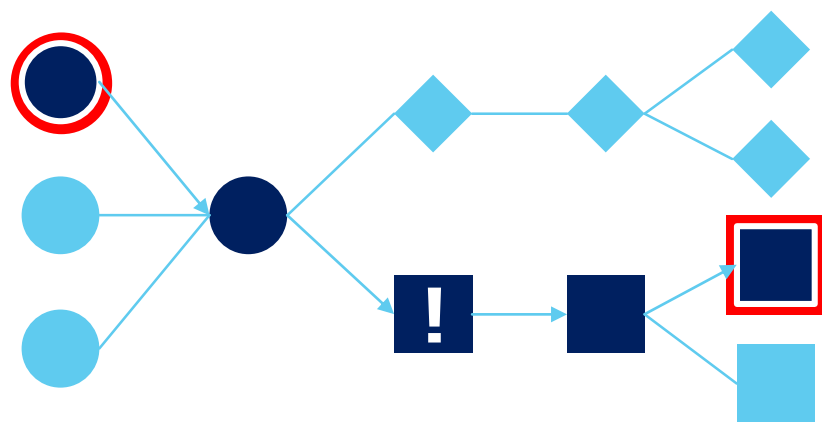


食品トレーサビリティとは、

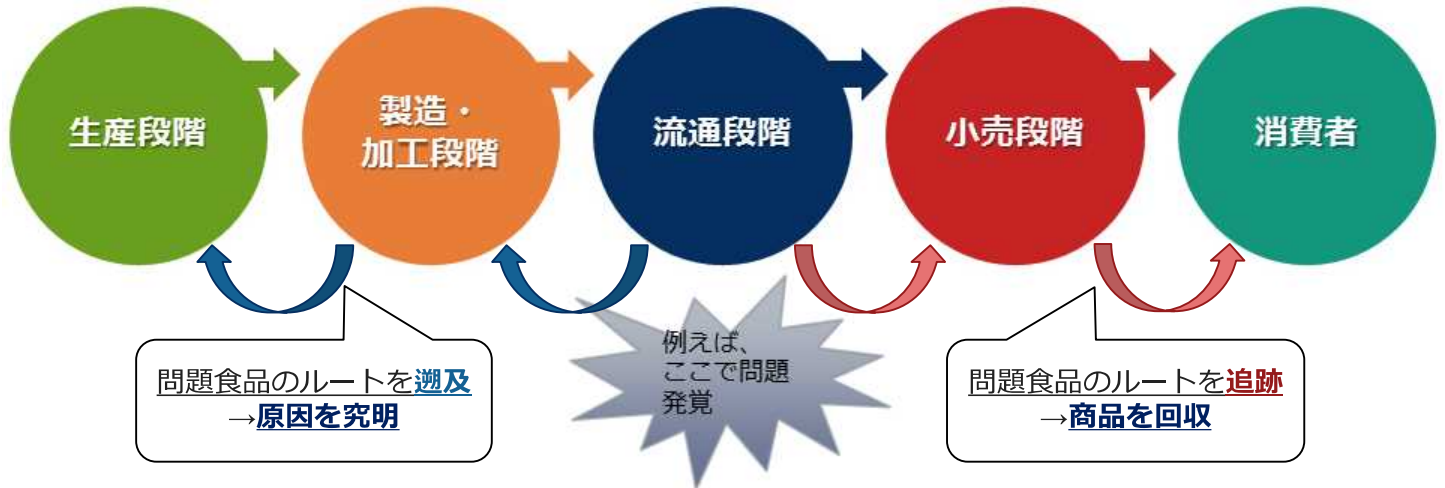
「食品の移動を把握
できること」



取組が必要な理由 [次ページへ](#)

食品トレーサビリティの定義

- 食品のトレーサビリティは、国際的には「生産、加工及び流通の特定の一つ又は複数の段階を通じて、**食品の移動を把握できること**」と定義されています(コーデックス委員会)。
- 具体的には、食品の移動ルート^①を把握できるよう、生産、加工、流通等の各段階で**食品を取り扱ったときの記録を作成・保存**しておくことです。
- 食品事故等の問題があったときに、**食品の移動ルートを書類等で特定**し、**遡及・追跡**して、**原因究明**や**商品回収**等を円滑に行えるようにする仕組みです。



(注) 食品トレーサビリティは、食品の移動ルート^①を把握することであり、食品の生産方法や原料の原産地等を、食品への表示や書類等で情報提供する取組とは異なります。

食品トレーサビリティが必要な理由

- 食品事故などが発生した際、十分なトレーサビリティが確保されていれば、問題のある製品をすばやく絞り込むことができ、回収や原因の究明も進めやすくなるため、消費者の健康被害の拡大を防ぐとともに、事業者の損害も抑えることができます。

食品事故!

メーカーから、「あるロットを回収してほしい!」との依頼あり。
しかし、そのロットをどこに販売したかわからないので、数十か所の販売先すべてに、回収を依頼せざるを得ない。

回収が必要なロットが特定できます。

回収を依頼する販売先を絞り込めるので、関係のない販売先に迷惑をかけずに済みます。
回収を依頼する自社の負担も減ります。

問題発生!

自社で製造した製品の一部に、意図せずアレルギー物質が混入したおそれ。
取引先に連絡し、製品を回収する必要があるが、どの範囲の製品に問題があるのか特定できないため、全量回収せざるを得ず、代替品も用意できない。

迅速な対応ができ、取引先からの信頼を維持できます!

問題のある製品を迅速に回収するとともに、代替品を直ちに届けることができます。
このことにより、取引先からの信頼を維持できます。

クレーム!

小売店から、「鮮度が悪い!」とのクレーム。
しかし、本当に自社がその商品を買ったのか疑問。
もっと以前に買ったものかもしれない。

遡って調べられます!

本当に自社が買ったものか、いつ買ったものかを判断できます。
自社が買ったものであれば、自社の記録の確認や産地への連絡により、原因究明することで、責任の所在を調べられます。

問い合わせ!

「外食から帰ったら、子どもの様子がおかしい。アレルギー物質である乳製品が使用されていたのでは…」と消費者から問い合わせ。
厨房では乳製品は使用していないが、食材として使った加工食品の原材料に乳製品が含まれていたのかもしれない。

乳製品を使用した加工食品かどうかをすぐに確認することができます!

記録を確認し、仕入業者に加工食品の原材料の照会ができるので、消費者に対し適切な回答ができます。このことにより、消費者からの信頼を維持できます。

トレーサビリティに取り組んでいたら…

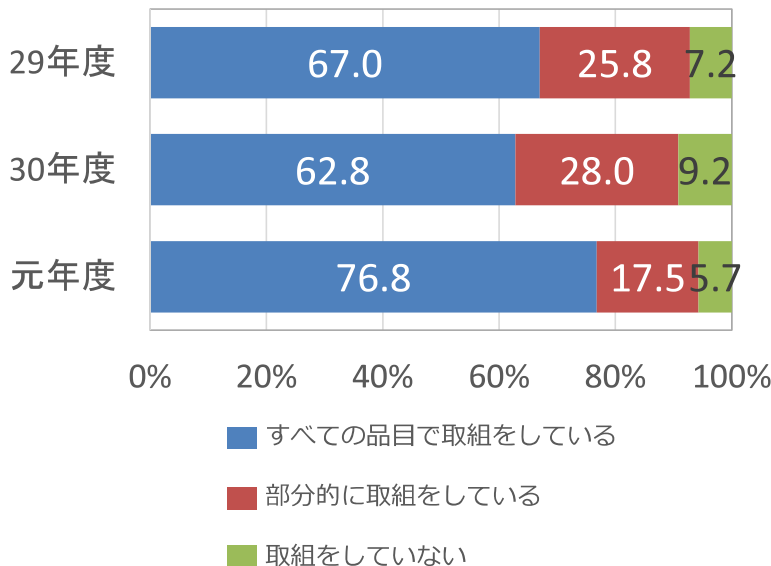
食品トレーサビリティの取組状況(①生産者)

○生産者(農業者、畜産業者及び漁業者)における、トレーサビリティの基礎的な取組の1つである「出荷の記録」の作成・保存について、すべての品目での取組率は、近年、6~7割で推移していたが、元年度は上昇し76.8%となっている。

生産者の取組の現状と課題

※ 統計部調べ。「農林水産情報交流ネットワーク事業全国調査」より

農畜水産物の「出荷の記録」を一定期間保存する取組状況



○「出荷の記録」を保存していない主な理由 [複数回答](令和元年度)

- ・販売に影響がないため 45.7%
- ・出荷先が保存しているため 35.5%
- ・消費者からの要望がないため 28.9%
- ・伝票類をやりとりせず、農産物を出荷しているため 27.6%
- ・出荷先からの要望がないため 20.4%

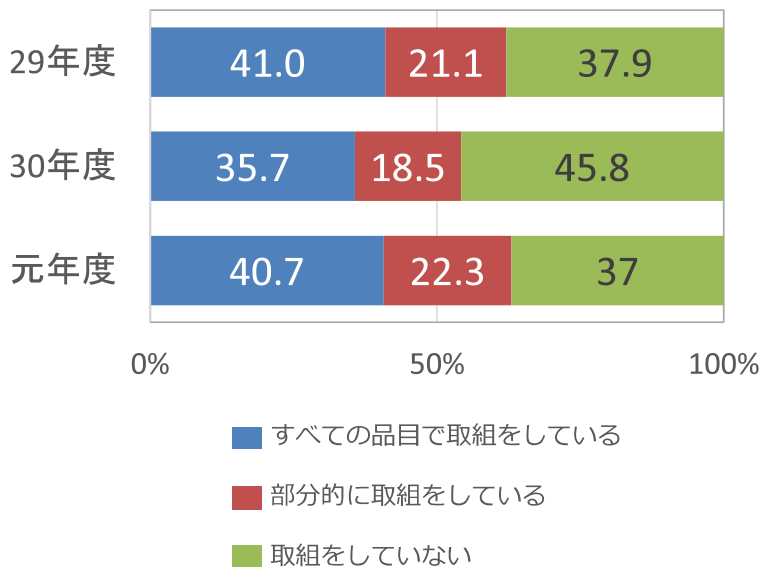
食品トレーサビリティの取組状況(②流通加工業者)

○流通加工業者(製造・加工業、卸売業、小売業及び外食・中食業)における、「入荷した食品の特定のロット」と「出荷した食品の特定のロット」を対応付ける記録の作成・保存(すべての品目での内部トレーサビリティ)の取組率は、近年、4割前後で推移し元年度は40.7%となっている。

流通加工業者の取組の現状と課題

※ 統計部調べ。「農林水産情報交流ネットワーク事業全国調査」より

内部トレーサビリティの取組状況



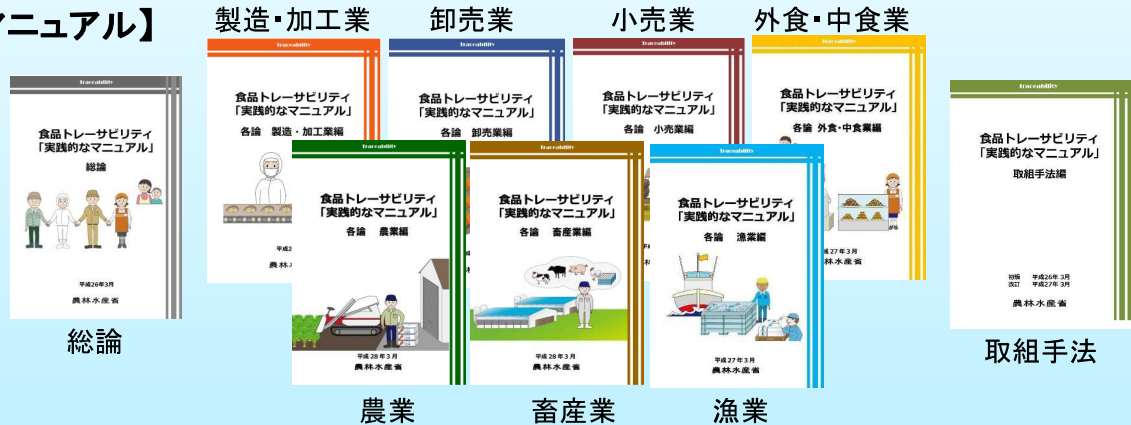
○「内部トレーサビリティ」の取組をしていない主な理由 [複数回答](令和元年度)

- ・販売に影響がないため 48.2%
- ・作業量が増加するため 42.3%
- ・取引先からの要望がないため 29.6%
- ・消費者からの要望がないため 28.5%
- ・具体的に何をすればよいか分からないため 21.9%

食品トレーサビリティの普及促進(実践的なマニュアル)

○ 生産者や食品事業者の食品トレーサビリティの取組を支援するため、「食品トレーサビリティ促進委託事業」(平成25～27年度)により、食品トレーサビリティの意味や効果、業種ごとの取組の進め方などを解説した「実践的なマニュアル」を作成しています。

【実践的なマニュアル】



総論

【理論編】
○取組の意味、効果 ○用語の解説
○各ステップの取組内容

各論

【実践編】
○各業種の対象範囲
○業種ごとの取組の進め方

平成25年度：「製造・加工業編」「卸売業編」「小売業編」
平成26年度：「漁業編」「外食・中食業編」
平成27年度：「農業編」「畜産業編」

取組手法編

○業種別の各論マニュアルを補完
○様式集や現場で活用できるその他の手法

農林水産省ホームページの紹介

農林水産省のホームページでは、食品トレーサビリティに関するパンフレットや「実践的なマニュアル」のほか、事業者向けの「食品トレーサビリティシステム導入の手引き」や食品トレーサビリティに関する意識調査結果等を掲載しています。

掲載している資料は、すべてダウンロードできますので、是非ご活用ください。
また、「実践的なマニュアル」については、解説動画もご覧いただけます。



【ホームページアドレス】 <http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/index.html>

お問い合わせ先:

〈 農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課 〉
TEL:03-3502-5716 FAX:03-6744-1974

〈 地方農政局など 〉



地域	問い合わせ先	電話番号	地域	問い合わせ先	電話番号	地域	問い合わせ先	電話番号
北海道	北海道農政事務所 消費生活課	011-330-8813	北陸	北陸農政局 消費生活課	076-232-4227	中国・ 四国	中国四国農政局 消費生活課	086-224-9428
東北	東北農政局 消費生活課	022-221-6095	東海	東海農政局 消費生活課	052-223-4651	九州	九州農政局 消費生活課	096-300-6126
関東	関東農政局 消費生活課	048-740-0357	近畿	近畿農政局 消費生活課	075-414-9771	沖縄	沖縄総合事務局 消費・安全課	098-866-1672